

規制改革・民間開放推進会議（官業民営化等ワーキンググループ）について

1 構成

- ・ 規制改革・民間開放推進会議（設置根拠：内閣府本府組織令第40条の2及び第40条の3）には、企画委員会及び官製市場民間開放委員会及び各個別WG（13）が置かれている。
- ・ 官業民営化等WGは、官製市場民間開放委員会に置かれた3つのWGのうちの1つ。

2 検討経緯・今後のスケジュール

- ・ 平成16年4月 会議の設置
- ・ 同年8月3日 会議が「中間とりまとめ」を公表
- ・ 同年10月までに、官業民営化等WGにおいて、民間開放を検討すべきと考える官業に対してヒアリングを実施
- ・ 同年9月28日 第9回官業民営化等WGにおいて、上記のヒアリングの一環として、国立公文書館（及び内閣府）に対してヒアリングを実施
- ・ 同年末に会議が答申を取りまとめる予定

3 官業民営化等WGの検討事項等

国および地方公共団体の事務事業の民間への移管を推進するとともに、公物管理のあり方の検討を通じた公共施設等の民間による管理・運営、利活用の促進を図る。

公的施設等の整備・管理・運営（注：国立公文書館はこの検討事項例として挙げられている。）について、国の事務事業の民間への移管の促進の観点から

- ・ 真に官が行うべき必然性がある業務か
- ・ 官が行うべきとしても公務員が行う必要があるか
- ・ 民間との競合を解消すべく、廃止又は民営化を図るべきではないか
- ・ 維持管理等について一層の民間委託を図るべきではないか